

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和7年5月31日現在

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

▶入院基本料について

当院の入院基本料は、「急性期一般入院料6」を届出しております。

入院の際に医師をはじめ関係職員が共同して、患者様に関する診療計画書を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準、意思決定支援の基準、身体拘束最小化の基準を満たしております。

詳細につきましては、「[院内感染対に関する取り組み](#)」及び「[医療安全管理指針](#)」をご参照ください。

◀看護職員の配置▶

当院は、入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

時間帯	受け持ち人数
8:30~17:30	看護職員 1 人当たり受け持ち人数 8 人以内
17:30~8:30	看護職員 1 人当たり受け持ち人数 20 人以内

▶入院医療費について

入院医療費の算出方式は、出来高方式(診療行為ごとに医療費を算出する方法)をとっています。

▶明細書発行体制について

・当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

▶当院は、関東甲信越厚生局に下記の届出を行っております

- ①「入院時食事療法(1)」に関する基準の病院であり、管理栄養士によって年齢、病状による適切な栄養量及び適切な内容の食事を適時適温で提供しております。また、医師の発行する処方箋に基づき、特別治療食を提供しております。

【患者様の食事負担額】

入院時の食事療養費の標準負担額(患者様負担額)		
所得区分		令和6年6月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	1食490円 (1日3食 1,470円)
区分ア	現役並Ⅲ	
区分イ	現役並Ⅱ	
区分ウ	現役並Ⅰ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 (1日3食690円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食330円)

*温冷配膳車を使用。朝食8:00 昼食12:00 夕食18:00以降に提供

- ②基本診療料の施設基準等に係る届出。特掲診療の施設基準等に係る届出

別添「施設基準届出一覧」をご参照ください。

- ② 医師事務作業補助体制加算について

当院では、病院勤務医の負担軽減及び処遇改善として、診断書作成補助や入院外来支援に取り組んでいます、

- ③ 医療従事者の負担軽減及び処遇改善

当院では、医師及び看護職員等の医療従事者に対し、業務負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っております。

勤務医の処遇改善について

- ・初診時の予診の実施
- ・入院、検査手順、入院説明等の実施
- ・看護師による静脈注射、静脈留置針ルート確保の実施等
- ・薬剤師による投与薬剤に関わる説明および服薬指導等
- ・診断書作成補助、入院・外来診療支援における医師事務作業補助者の活用
- ・地域の医療機関との連携強化(複数主治医性、逆紹介の推進)
- ・連続当直を行わない勤務体制及び当直翌日の業務に対する配慮の実施

- ④ 看護職員の負担軽減及び処遇改善について

- ・多職種との業務分担(臨床検査技師による外来採血業務等)
- ・看護補助者の配置・救急救命士の活用・短時間正規雇用の看護師の活用
- ・妊娠・子育て中、介護中の配慮(育児短時間勤務等)

⑤ 医療従事者の負担軽減及び処遇改善について

- ・産休・育休制度の充実・妊娠、子育て中、看護中の配慮(育児時短勤務等)
- ・多様な勤務形態の導入

詳細につきましては、「[看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画](#)」をご参照ください。

▶特別療養環境費の提供について

当院は、健康保険法に定める特定療養規定に基づき、良質な環境の向上に努めております。以下の病室への入室を希望される場合には1日につき下記の料金をご負担いただくことになります。

《特別療養環境室料一覧》

区分	部屋番号	アメニティ	金額(税込)
特別室	601・701	床頭台・小机・ソファベッド・冷蔵庫 テレビ・洗面台・シャワー室・トイレ	55,000円
個室A	602・603・702 703・705	床頭台・椅子・冷蔵庫・テレビ・洗面台 シャワー室・トイレ	33,000円
個室B	502・503	床頭台・椅子・冷蔵庫・テレビ・洗面台 トイレ	25,000円
個室C	608・505・506	床頭台・椅子・冷蔵庫・テレビ・洗面台	20,000円
2人室	501・707	床頭台・冷蔵庫・テレビ・洗面台	10,000円
3人室	708	床頭台・冷蔵庫・テレビ・洗面台・トイレ	5,000円

*24時間を区切りとして1日単位で(1泊2日の場合は2日分)の料金がかかります。

▶保険外負担について

当院は、以下の項目につきましては利用回数に応じた料金(実費相当額)をご負担いただくことになります。*詳細につきましては「[保険外療養費一覧](#)」をご参照ください。

項目	内容	金額(税込)
診断書 *各文書類等の証明書につきましては受付へお尋ねください。	・各種診断書等交付料	5,500円～
	・入院証明書、診断書	5,500円
	・死亡診断書	15,000円
	・難病申請診断書(新規)(更新)	5,500円
入院関係	*下記につきましては、業務受託となりますのでご相談ください。 ・入院に必要な衣類、身の回り等のレンタルセット ・Wi-Fi、テレビ、冷蔵庫	

▷選定療養費(180日を超える入院)

入院が180日を超える場合には、選定療養費として1日2,110円をご負担いただくこととなります。

▷保険外併用療養費(選定療養費)制度について

疾患別リハビリテーション(外来)の保険適応による算定日数を経過した場合、月13単位までのリハビリテーションを行うことができますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費(選定療養費)制度を活用することでリハビリテーションを行うことができます。介護認定を受けている方は、保険外療養費の対象にはならず、自費によるリハビリテーションになります。

・運動器リハビリテーション:3,300円/単位

・脳血管疾患等リハビリテーション:2,200円/単位

▷情報通信機器を用いた診療に係る掲示

- ・当院では「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(厚生労働省)を遵守し、オンライン診療を実施しています。
- ・情報通信機器を用いた診療の場合には向精神薬は処方しません。

▷後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用推進について

・厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます、

・後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安全供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品への変更についてご理解ご協力をお願い致します。

▷一般処方加算について

当院では、安定的に薬物療法を御供給する観点から、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応する事が出来ます。詳細につきましては、「[医薬品安定供給のための取り組みについて](#)」をご参照ください。

▶医療情報取得加算に係る掲示について

当院は、電子資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行っております。

オンライン資格確認について、下記の整備を行っております。

オンライン資格を行う体制を有しています。

薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

受診時にご自身でマイナンバーカードをカードリーダーにかざし、特定検診情報や薬剤情報の提供に同意していない、通常の保険証を提示した。等)

詳細につきましては、院内の掲示をご参照ください。

▶患者様の相談窓口に係る院内掲示

当院では、患者様からのあらゆる相談に幅広く対応するため相談窓口を設置しております。院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。ご相談は、患者様、ご家族等どなたでも可能です。また、相談されたことにより不利益を受けることなく、プライバシーの保護を遵守します。詳細につきましては、「患者相談窓口ご案内」をご参照ください。」

▶医療安全対策の取り組み

当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全委員と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

▶当院の院内感染対策の取り組み

当院では、感染制御のチームを設置し院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染予防等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っております。

▶外来個室の利用について

当院は、患者様のご希望により外来診療に係る個室を準備しております。

ご希望の方は、受付までお声がけください。

・利用料:3,300円

▶患者様の相談窓口に係る院内掲示

当院では、患者様からのあらゆる相談に幅広く対応するため相談窓口を設置しております。院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。ご相談は、患者様、ご家族等どなたでも可能です。また、相談されたことにより不利益を受けることなく、プライバシーの保護を遵守します。詳細につきましては、「[患者相談窓口ご案内](#)」をご参照ください。」

▶敷地内全面禁煙について

当院は、健康保険法第 25 条の定めにより、受動喫煙防止のため、屋内外を問わず敷地内での喫煙を禁止しております、ご来院、ご入院中の皆さまには、禁煙(非燃焼・加熱式たばこを含む)の厳守をお願いいたします。また、病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願い致します。